

令和7年度における男性労働者の育児休業取得率

育児・介護休業法では、男性労働者の育児休業等の取得状況を年1回公表することが、従業員が300人を超える企業の事業主に義務付けられています。

当院の数値

配偶者が出産した男性労働者の人数	8
育児休業等を取得した男性労働者の人数	7
育児休業等の取得率	87.5%